

社会資本整備審議会河川分科会（第43回）

平成23年2月24日（木）

【事務局】 ただいまより第43回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

前回の河川分科会、平成22年10月29日でございましたけれども、それ以降事務局に異動がございましたので、ご紹介をさせていただきたいと思えます。

（事務局紹介）

それでは、ここで河川局長よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 第43回河川分科会開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、分科会長をはじめ、委員の皆様方には、大変ご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、一級河川の指定等についてご審議いただくとともに、所要のご報告をさせていただき、これらについてもご意見を賜ればという趣旨で開催をさせていただきました。

せっかくの機会でございますので、冒頭少し最近の河川行政、私どもを取り巻きます状況についてご紹介をさせていただきたいと思えます。

まず、直近の状況でございますが、ご案内のように九州の霧島で噴火がございまして、現在、現地に私どもの職員も派遣し、こういった噴火そのもの、あるいはそれに伴う泥流対策、土石流対策についての監視、あるいは対策を進めているところでございます。特に宮崎県知事から、こういった災害対応については、なかなか県では経験がないということから、国における観測、あるいは対策をとという要望を受けまして、私どもも全力で取り組んでいるところでございます。

また、昨年9月に既に公表されたところでございますけれども、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議で中間取りまとめいただきまして、現在、国あるいは都道府県が進めておりますダム事業、全部で83の点検、検証を進めているところでございまして、これの早く結果が出たものについては、順次、また有識者会議でご意見を伺うとともに、方向性について決めていくという状況で進んでいるところでございます。

項目があっちこっちいって恐縮でございますが、現在、国会で23年度予算についてご審議をいただいているところでございますが、河川局関係といたしましては、事業費で8,798億円、対前年1.0と。国費で申しますと6,600億円の対前年0.96という政

府予算案としてご審議をいただいているところでございます。さらに、地方主権、いわゆる分権でございますけれども、昨年12月に出先機関の原則廃止に向けたアクションプログラムが閣議決定をされ、地域主権戦略会議のアクション・プラン推進委員会に直轄の道路、あるいは直轄の河川に関するチームが設けられまして、今後、これらの都道府県への移管に向けた課題について議論がなされていくということで進められております。

もう1点、水関連組織でございます。水関連行政の一元化という観点から、この23年度新たに、現在、私ども河川局、それから、土地・水資源局の水資源部、それから、都市・地域整備局の下水道部、それから、砂防部というこの4つが一つになりまして、これから名称が決まっていくわけですが、こういった形で一つの組織として一体的に行政を進めていくという準備を進めているところでございます。こういった中で、いずれにしましても、最近の大雪、火山噴火等、我々にとっても外力、自然現象として外力も大きく変化する、あるいは少子・高齢化、あるいは厳しい財政に伴う予算、あるいは高度成長期につくりました施設の老朽化が一気に進んでいくというようなことを踏まえまして、新たな方向性をどのように進めていくべきかというような観点で、本日も幾つかご報告をさせていただきますが、委員の皆様方からはご審議いただくとともに、またご意見を賜れば幸いです。本日はよろしくお願いを申し上げます。

**【事務局】** ここで、本日の委員の出席状況でございますけれども、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、以後の進行を分科会長、どうぞよろしくお願いをいたします。

**【分科会長】** どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、ご多用中のところ、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

早速ですが、議事に入ります。本日、初めの議題は、河川法第4条第1項の一級河川の指定等についてでございます。本件は、先般、国土交通大臣から社会資本整備審議会長に付議され、同会長から河川分科会長に付託されたものでございます。事務局から説明をお願いします。

**【事務局】** 資料1に沿って、一級河川の指定等についてご説明申し上げます。

資料1、2ページ目をご覧くださいと思います。指定の根拠条文でございます。先ほどご紹介ありました4条第3項が赤字になっております。この一級河川を指定しようと

いうときには、こちらの社会資本整備審議会の意見を聴かなければならないとされているところでございます。こちらに同時に書いてあります、関係行政機関の長に協議、それから、関係都道府県知事の意見聴取、こういったことについては既にもうご了承をいただいているというところでございます。

3 ページ目でございます。今回の指定の概要でございます。一級水系は109水系で、現在、河川延長が約8万8,000キロでございます。その中で今回一級河川として指定等をさせていただきますのが5河川、4.2キロでございます。内訳は、4.4キロの追加と0.2キロの廃止ということでございます。個別の河川についてご紹介させていただきます。

4 ページ目が全体の5河川の位置図でございます、個別にご説明させていただきます。7ページの写真をご覧いただきたいと思っております。石狩川水系の十五号川でございます。石狩川水系の支川の美瑛川の、さらにその支川の十五号川がございますが、その上流部、薄い青色になっておりますが、このところを変更増するというところでございます。近年何回か浸水被害を受けておりまして、北海道がこれから河川整備をするということで、指定増をするということでございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思っております。利根川水系の原市沼川でございます。利根川水系の綾瀬川の支川になります。準用河川の原市沼川でございますが、ここもたびたび浸水被害を受けているということで、調整池を整備したりとか、河道掘削をしたりとか、そういった河川整備をするために新規指定をするということでございます。

次に、13ページの写真をご覧いただきたいと思っております。鶴見川水系、矢上川・有馬川でございます。こちらもたびたび浸水被害を受けているということで、この地域に地下調整池を、今度変更増する矢上川の地下、それから、有馬川の地下にそれぞれ地下調整池をつくるということで、追加指定をする予定にしております。

次に、16ページをごらんいただきたいと思っております。庄内川水系原川でございますが、これにつきましては、この地域で区画整理が行われておりまして、このオレンジの色のついているところでございますが、もうここについては、実態として河川としての実態がなくなっているということで、これまで一級河川に指定されていたんですが、今回廃止するというところでございます。こういった指定等を予定しております。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

**【分科会長】** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質

間等がございましたら、ご発言をお願いします。

【〇〇委員】 今回のことについて特段の異議があるとか何とかというんじゃないんですが、一級河川に上げたり、それから、下げたりするわけですが、その上げるという候補というのは、たくさんあってその中から今回のこれが選ばれたんでしょうか。また、下げるのも同じなんですけど、これしかないのか、それともまだあるのか。まだあるとしたら、どういう理由でこういうふうに絞るのかというのをお聞きしたいと思います。

【分科会長】 では、事務局、よろしくお願いします。

【事務局】 最近の一級河川の指定、ほとんど指定区間の指定でございます。過去に指定したところから新たに追加するというときには、通常はそこで新しく河川整備をしたいというところを指定するというのが通常でございます。基本的に河川整備をするために指定が必要になりますので、河川整備をするということで県から話があれば、それは指定していくということでやっております。

それから、廃止については、実態としてなくなったとか、そういう事実がなければ、普通は廃止はございませんので、そういった今回のようなケースのときに廃止するというふうなことで、候補が幾つかあって選んでこれだけというふうにしたのではなくて、まさに候補を、それぞれ要望を聞いた上で廃止するということです。

【〇〇委員】 これしかということですね。

【事務局】 そういうことです。

【分科会長】 現時点では。

【事務局】 毎年毎年それぞれ要望がきて、追加指定したり、追加廃止したりというふうにやっています。

【分科会長】 どうぞ。

【〇〇委員】 矢上川・有馬川、よくここはアユをとり、投網で魚をとっているんですけども、多分神奈川県の下調整池が、計画が具体化してきたからこういうことだと思っております。橋の上が多分川崎市も絡んでいるはずで、こういうケースで川崎市が政令指定都市だから一級河川管理したいとか、しろとか、そういう話はないのですか、こういうときに。

【事務局】 ここにつきましては、県が事業をするということで指定要望がきていると聞いております。

【〇〇委員】 県だけですね。だから、市は一切関与してないんですね。

【事務局】 関与しておりません。

【分科会長】 他にはいかがでしょうか。

【〇〇委員】 先ほどの質問で、これから意見なんですけど、そうすると、県なりから上がってきたものが妥当かどうかを調べて、それで一級河川に格上げしてやるというお話だと思うんですが、国として全国を見回したときに、ここはすべきだとか、ここはやめべきだとかいうような、そういうお考えはあるんでしょうか。

【分科会長】 事務局どうぞ。

【事務局】 基本的には指定区間でございますので、実際には都道府県が管理するという事で、まずは都道府県の判断を尊重するということが第一だろうと思います。ただ、それが事業として全然荒唐無稽なものであるとか、そういう面での審査はありますけど、そこは県の判断をある程度尊重するというような形にしております。

【分科会長】 相当災害は受けているんですね、今回上がっているものは。

【事務局】 はい。災害の過去の実態がございますので。

【分科会長】 そういう事情で河川のこのような指定をお願いしたいということだと、よろしいでしょうか。

他にはいかがでしょうか。

それでは、ご発言もないようですので、付議案件に対する当分科会の議決を行いたいと思います。

ただいまご審議いただきました河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、当分科会として適当と認めることといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それではそのようにいたします。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができることとされていますので、本件につきましては、会長の承認を得て審議会の議決としたいと思います。

次に、平成23年度予算に係る河川事業の新規事業採択時評価についての報告をいただきたいと思います。本日は、第1回の事業評価小委員会が開催され、その直後に開催された河川分科会となりますので、小委員会での審議結果につきまして、小委員長よりご報告をお願いします。

【〇〇委員】 それでは、報告させていただきます。

資料２－１、それから、資料２－２がこれに関するものでございます。まず、資料２－１の１ページ目でございますけれども、本件につきましては、１月１３日に河川分科会長から事業評価小委員会委員長あてに調査審議の依頼がありましたので、同月２１日に事業評価小委員会を開催し、審議いたしました。資料２－２のページ１を見ていただきます。対象事業は、最上川上流特定構造物改築事業、肝属川特定構造物改築事業、狩野川総合内水緊急対策事業、吉野川総合内水緊急対策事業の４事業でございます。資料２－２の２ページ目にありますが、特定構造物改築事業というのは、大規模構造物の全面的な改築に機能的・集中的な投資を行い、機能回復する事業でございます。老朽化が著しく、当該河川の計画に整合しており、全体事業費が１０億円以上の河川管理施設等が該当いたします。

３ページ目をご覧ください。現時点で設置・更新後３０年以上経過している排水機場・水門・堰・床どめは４３５施設ございます。そのうち抜本的な対策が必要な施設は１２ございます。その中から、排水機場については、経過年数、近年の大規模な故障実績や故障回数、稼働時間の長さ等を、水門については、老朽化の程度、支川改修と整合した緊急的な事業の必要性等を勘案して、最上川の大旦川排水機場と肝属川の甫木水門が選定されています。

資料２－２の４ページ目でございます。次に、総合内水緊急対策事業と申しますのは、地方公共団体が実施する土地利用規制・誘導策等の流域対策や河川管理者が実施する河道整備や排水施設機能等の向上対策を重層的に実施する事業でございます。おおむね５年間で事業が完了し、床上浸水被害が防止される家屋が５０戸以上、河川管理者と地方公共団体等が協力して総合内水対策計画を策定し、実施するものが該当するものとなります。

５ページ目でございますが、近年、１０年間で内水による浸水被害が２回以上発生する等、早期に対策が必要な１７河川のうち、総合内水対策計画が策定されており、地域の協力体制が構築された箇所として、狩野川水系函南観音川と吉野川水系ほたる川が選定されています。

資料２－２の６ページから９ページに各事業の概要がまとめられています。各県の知事からも、事業については推進してほしいとの意見が届いております。

資料２－１にお戻りいただいて、ページ２、３でございますが、小委員会で審議の結果、この４事業の予算化について妥当との結論になりましたので、その旨を河川分科会長に報告いたしました。その際、小委員会の委員から出ました２つの意見も付記して報告させていただきます。まず１つ目は、老朽化している施設が数多く残されていることなど、

今回未着手となる箇所を含めた河川管理の現状について、広く周知を図るべきであること。もう一つは、着手する箇所については、整備目標を超える降雨が生じる可能性があることなどから、地域におけるリスクの共有化を図るとともに、流域対策や土地利用など、継続的に地域の協力が得られる体制を確保していくべきであることとございます。この2つの意見はとても重要だと思いましたので、報告に付記にして河川分科会長に報告とともにさせていただいたところでございます。

その後、社会資本整備審議会で議決され、1月26日に社会資本整備審議会長から国土交通大臣に答申されたと聞いております。

以上でございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、ご発言をお願いします。

**【〇〇委員】** 河川は、私は必ずしも専門ではないのですが、広い意味で国土学をやっておりますもので、出席させていただいております。

ちょっと2点ほど質問のような、コメントのようなことなんで、これはもちろんよく承ったんですが、私、たまたま関東地方整備局の事業評価監視委員会の委員長ですけれども、その中で河川についても大変精力的に活動していただいて、私も勉強させていただいているんですが、その中で驚いたケースが2つありましてね、1つは、これと直接関係ないのだけど、さっき〇〇先生がおっしゃったところに関係あるので言いますが、利根川、日本を代表する川ですよ。利根川というのはものすごく先端的なところまで管理されているのだからとばかり思っていたけれど、ポンプ場を直しますと。それで、そのポンプ場も大正時代につくったというもので、ぼろぼろなんですよ。つまり、ここにも辻本先生、お書きになったとおり、何というのでしょうか。こんな老朽状態であるというもので残っているのが、こうやってぼろっと出てくると、そこはそうですかというふうに分かるのですが、全国にそういう古いものがどういうふうに分布していて、利根川のような日本を代表する川ですらこういう状況であって、いわんや、そうでないところは大変な状況みたいなことが、河川の専門の方はもちろんおわかりだし、行政もおわかりなだけで、一般国民はわかってないのではないかな、少なくとも私は知りませんでしたね。

だから、このなお書きでお書きになっている数多く残されていることを広く周知を図るべきだということを是非マップ表現で出していただく、つまり、表じゃなくてね。そういうふうなことをお願いしたいのが1件です。これは、お願いします。

もう一個は質問なんですけども、その関東で見えますと、例えば同じく代表される、日本の代表河川の多摩川も、ある事業はB/Cを計算すると20くらいになるんですよ、25かな。つまり、日本を代表する河川の治水事業でまだB/C25なんていうのが出るくらいのとんでもない効果のある、少なくとも効果があるという計算になるものがね、残っているという現状は一体どういうことなんだろうかと。ここで出てきたのは1.3とか、あるいはかわいい事業なんですけれども、要するに、全体の残されてる仕事というのはこういうような状況で、その中でどういうものを優先的にやってきて、今回こうですよってあたりの、この背後にある、今回は採用されなかったけれども、すごいものがまだいっぱいあってという感じじゃないかと思うんですけどね。そこの辺も是非少しご紹介いただけるとありがたいなと思いました。これは若干の解説をしていただけるとありがたいです。

以上です。

**【分科会長】** 大変ありがとうございます。〇〇先生、何かその辺の議論はされたんでしょうか、委員会で。

**【〇〇委員】** はい。私どもは、新規の事業評価小委員会に上がってきたものの審査でするので、それでも、その中でこれだけの件数があるというご説明を受けましたので、先ほどのような意見を報告につけさせていただきました。おっしゃるとおり、私もその小委員会を離れて、〇〇先生おっしゃるとおりだと思います。まだまだやっていかなきゃいけないものがどれだけ残っているかが、河川管理者だけでなく、一般の人たちにわかってないということがやっぱり大きな問題であるということと、もう一つは、新規事業採択のときにやっぱり数の制限がある。400何件もあるうちの1件しか選べないということは、この国のある程度の財政的制約があるということ。それがなかなか我々のところで議論できないこと。そういったところに矛盾を感じましたけれども、今のところは小委員会の果たすべき役割を果たして、その後、委員の皆様方とご議論した後、こういう付記をつけることにした次第で、これ以上は、少し私の個人的な意見になりますので、この場では控えさせていただきます。

**【分科会長】** ありがとうございます。どうぞ、〇〇委員、お願いします。

**【〇〇委員】** 今に関連することで、2点ありまして、1つは、最近の我が国のいろいろな公共投資に対する議論が非常に短絡的になっていて、話を複雑にすると、結局やらなくていいということになってしまうんですね。ですから、ある意味で老朽化している施設の数と、緊急なものは一体どのくらいお金がかかるのかとか、もっと一言でわかるよう



な話にしないと、さっき〇〇先生言われたように、マップにするのは非常にいいとは思いますが、中身がまだわかりにくいですね。そうすると、多分道路でも似たような話が出てきて、そういうマップが作られるんですね。だから、もっとここで一言でもって、じゃあ、大体幾らでどのぐらいでできるのかみたいな話をしないと、結局消えちゃうんですね。ですから、そういうような何かわかりいい話にしたほうがいいんじゃないかというのが1点です。

それから、2点目は、ほっとくとどうなるのかということで、実際今、アメリカなんかでも社会資本が老朽化してて事故が起こっているわけですね。韓国で橋が落ちたり、アメリカでも落ちるとか、もう大災害が起きるとか、本当は日本でシミュレーションするのが一番いいと思うんですけど、それ、ちょっとやり方を間違えると脅しのようになって、またちょっといろいろ議論を呼んでしまうので、実際には世界でそういうほっといた場合どうなったのかという事例はわかりがいいと思うので、老朽化した施設がほっとくとどうなるのかというようなことを広く、事実なわけですから、少しお出しになったらどうかというのが私の意見です。

【分科会長】      ありがとうございます。関連してほかにはご意見ございますか。

【〇〇委員】      小委員会のメンバーでございまして、この付記をつけていただいたのは大変ありがたいと思っております。特に一番最後の継続的に地域の協力が得られる体制を確保していくべきというところで、幾つかのところは、地域で協議会をつくって予算がつくように活動をされているようではございますけれども、多くの場合は、予算がついた途端に協議会なり、何なりの活動がどうしても消極的になっていってしまうというケースを見ております。そうではなくて、実際過去の例でもいいですけれども、事業が行われた後、地域でその協議会なり何なりが活発に活動して、リスク管理ですとか、それから、河川の活用、観光もも含めてですけれども、そういうことでうまくやっているようなケースをぜひ情報発信していただきたいなと思っております。

以上です。

【分科会長】      ありがとうございます。

【〇〇委員】      関連してちょっと気になっていることがあって、排水機場ですとか、一般的には自治体が管理するポンプのようなことについても、最近、数十件ヒアリングをする機会があって、鶴見川の一番激しい浸水を受けてきた地帯で、地域の人に聞いたんですけども、驚くべき結果があって、激しい浸水を過去50年くらいの間受けた人は大体引

っ越ししてしまっていて、いないんですね。残っている人たちはポンプ場ができたからもう絶対大丈夫ってほぼ完全に信頼していて、もちろんそのポンプ場がどういう状況になっているか。まだ、鶴見はそんなに老朽化していないと思いますけれども、それに信頼していて、水害に対する危機意識がほとんどないですね。大豪雨がきたときにここは2メートル水没しますとか、1メートル水没しますって、まさに看板がついているんですけど、多分それもどういう意味かほとんどわかっていないと思うんですね。

私が心配するのは、こういうところで地域の声が強く出てくるところというのは、今、何度かまだ被害があって、平屋があったり、農地があったりするところが上がってくるんじゃないかなと思うんですよ。そういうところに2階、3階で住みついて、もう水害がないって信じているようなところで大きな外力がくると、実は対応が全然ないので、そういう意味では、地域から要望が出てくるのを場合によったら待たないで、危険地域を調べないと、上の手から水が漏れるじゃないけども、一生懸命やっているつもりがノーマークになっているおっかないところがあるかもしれない。やっぱり排水機場なんかの老朽化の状況、何度か荒川の水系なんか見せてもらってききましたけど、かなり私は怖いものを感じます。

**【分科会長】** ありがとうございます。それでは、事務局からこれに関連して、お願いします。

**【事務局】** つけられていますご意見の中で、老朽化の施設の関係でございますけれども、これから社会資本がだんだん老朽化したものが増えてくるということは、これは河川だけではなくて、国土交通省全体の問題でもございまして、社会資本の戦略的な維持管理をどうするのかということも現在、省の中でも検討を進めているところでございます。河川につきましても、この流れの中で実情を踏まえた方針を現在検討しているところでございまして、今日いただいたご意見等を踏まえまして、次回の分科会にできるだけ今日いただいたご意見等を反映できるようなご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**【分科会長】** それでは、お願いします。

**【事務局】** リスクの話でございます。〇〇先生の方からも大きな外力があった場合の、起きた場合の状況ということで、これは小委員会でもそういうご指摘もいただいております。それにつきまして、ご意見を踏まえまして、仮にポンプを整備した後、その整備目標を上回る外力、例えば30年に1回の大雨がきたときの氾濫シミュレーション等を行って、

どういったところが危険なのか、氾濫していくのかというリスク分析を早速行いました。それを各河川の協議会にお示しをして、危機管理といいますか、情報の共有化を図って、どういったところが危険なのか情報を住民にも提供していきたいと思っておりますし、また、それが土地利用の規制であるとか、その流域での流出抑制対策、そういったものの関係機関との連携というものにも今後つなげていきたいと思っております。

もう1点、〇〇先生の方から、そういった各河川の協議会、継続的にということでございます。今言ったようなことを継続的にやっていく中で、フォローアップをして各河川での協議会がきちんと機能していくように、私どももしていきたいと考えておるところでございます。

【分科会長】       ありがとうございます。

【〇〇委員】       この新規事業採択の評価という形で、仕事を承ったわけですが、妥当であるというふうな評価だけというわけにはなかなかまいらなかったということです。今まで新規事業、先ほど再評価の話はあちらこちらでもう既にやっておられるのですが、今まで新規事業というのは、一応内部だけで評価されて、新しいものは決まっていたのですが、今回新しくこういうシステムができて、つまり新規の事業にかかわる評価小委員会ができて、審議会の中に置かれたということは、私、担当しまして、非常に重要なことであったなという認識を改めて持ちました。これがやっぱり大事である。

それから、ただ単に評価するでなくって、その評価委員会もそれだけで終わるんじゃなくって、いろんな意見を承ったので、ただ単に評価を書き込むだけでなくって、こういうふうに2つの意見を付記させていただきましたところ、今、〇〇課長と〇〇課長がお話しになりましたように、早速河川局の方で対応していただいているということもあって、この小委員会を設置いただいて、そういうきっかけができたということで非常によかったですと思います。これに加えてこれからも河川分科会の中でこういった話題を取り上げて議論していただけたらということ、審議会のメンバーとして、小委員長を離れても、この場でもお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【分科会長】       はい。どうぞ、お願いします。

【〇〇委員】       先ほど言われたシミュレーションしたりするときに、30年に1遍とかというのをおっしゃいましたよね。あれ、使い方を、言い方を間違えると誤解する人がいて、やっぱり確率のことはちゃんとと言わないと、だったら30年後よりも、今すぐやるべきことがあるという話になっちゃんですよ。何かで報道で見たんですけど、そういうこと

じゃないですね。30年に1回とか、50年に1回というのは明日くるかもしれないわけであって、正しく伝わってないんじゃないかと思うんですけど、そういう政治関係の方のほうで50年に一遍といたら、じゃあ、50年後にやりゃいいじゃないみたいな、そういうような勘違いをなさっているというところはちゃんと説明をしないと、何か正しくやろうということがかえって裏目に出て、科学的に正確に言おうということがかえって裏目に出るということがあるので、言い方は非常に今、難しいときだと思います。

【〇〇委員】 〇〇先生にお伺いしたいんですけど、小委員長で老朽化というのは、ひっくり返すと文化遺産みたいな価値を持ってくるものも出てくるわけですよね。そうすると、その文化遺産を残そうとすると、結局Cが大きくなって、B/Cがものすごくちっちゃくなっていくと思うんですが、そんな議論って出ない。今回のに当たっているかどうかはわからないんですが、ありますよね。

【〇〇委員】 今回我々がエグザンプルを見せられて議論をしました中では、そういう事例がなかったの、思い当たらなかったのですが、今、〇〇先生から言っていただいて、今後、我々は上がってきたもの以外にも少し目を、小委員会だけでなく、この分科会でも目を配っていくというのは、先ほど〇〇先生がおっしゃったとおりで、その中で今、考えている価値以外の価値ということについても考えなきゃいけないというのは、まさに先生おっしゃったとおりです。今後、我々小委員会に上がってくるときにはもう遅いかもしれないけれども、分科会のほうできっちりそういう議論もできるようにと思いますが、これは私というよりも、分科会長。

【〇〇委員】 よろしくお願ひします。

【分科会長】 道路の方でずっとおやりになったんですね。

【〇〇委員】 幾つかお願ひしたいので、道路のお話が出ましたので、発言させていただきます。

道路について、私どもの分科会でやっているんですけども、問題意識は本当に同じなんですよ。だから、フォーマットがちょっと違うとか、いろいろ違いありますけれども、ぜひお願ひしたいのは、似たような仕事ですから、道路と川とね、せめて港、こんなような似た者同士がどういうふうにするのがいいことなのか。こちらの小委員会と道路の方の事業評価の部会と意見交換をやるとか、そういうのをぜひお願ひしたいと思っています。

それ前提でちょっと申し上げると、私どもが一番問題意識を持っているのは、ぽっと出てきたものもいいですか、この料理はおいしいですかと聞かれること以上に重要なのは、

その裏にウェイティングリストがどういうものがある、その中でどうしてこれなんですかというところがワンポイントと、もう一つは、各整備局の中で、これとこれとこうなるんだけど、どうしてここはここまで、こっちの局はここまでなんだとかね。そういう地域間の話の整合性というところをどういうふうにかちんと担保するかというところが非常に重要なことと認識しているところでございます。

それから、ちょっと聞いてみたい質問ですけれども、2点ございます。1つは、これは23年度のものなんで、こういうことで提案ということでもいいと思うんですが、この前が22年度というのがあったはずで、そこでもやっぱり評価されているでしょう、新規事業。それで、それを提案して、だけでも、政治判断、つまり、政務三役の方でそれ、全部オーケーってなることもあるし、それを、いや、これはやめてねということもあったりするわけですよね、システム上ね。それで、承っているところによりますと、道路では、前年度は提案したものは全部そのまま採択になったんだけど、港では、提案したもののうち1件は不採択、逆かな、道路だったかもしれませんけれども、ありまして、それはかくかくしかじかの理由から今回はやめておきたいというのを、政務三役側の意見としてこうですって説明受けましてね。それはごもっともなところか、そういうことが必要だからこそ政務三役がいるんであって、必ずしもこういう専門家が評価したものだけで決めるべきではないと私は思っているんで、いいんですけれども、そういう河川の事業は、去年の場合にはここまで決めて、そして、そのうち全部採択なのか、政治判断でどうかなったのか、そのこのところの状況だけちょっと教えていただけたらありがたいです。

【分科会長】 それでは、これは河川は今年から始まったんで、事務局の方で。

【〇〇委員】 河川は今年からですか。

【事務局】 新規事業のこの評価については、今年度からということでございます。

それと、河川事業につきましては、前年度の新規事業というのはございませんでした。ゼロということでございます。

【〇〇委員】 わかりました。結構です。

【〇〇委員】 私も、リクワイアメント、どうやって選ばれるのかということで、先ほど説明しましたように、老朽化が激しいものとか選んでくると400件もあるのに、10件ぐらいが候補になってというふうに、ある程度要求条件が内部的にどうも決められているようです。30年以上経過していたり、あるいは2年に1度災害が起こるとか、こういう要求をどうもそれは、もちろん小委員長としてじゃなくって、個人的に満足できない

ところもたくさんあります。先ほどから意見が出ましたように、老朽化しているのが分かっている、なおかつ、それをきちっと直していくと、国として非常にいいことなのにできないというもう一つの条件は、多分今までの実績から見ると、新しい事業にこれぐらいのお金が必要で、毎年それが何年かかかるかということと、また、一つのものが卒業してしまわないとなかなか次のものは予算化できない。そういう制約的な予算というものをどう考えるかという問題。すなわち、この予算枠を倍にしましょうとか、3倍にしましょうという議論までがなかなか我々のところでできなくて、我々もそれをのみこんでしまったわけです。実際去年は採択がなかった。今年は卒業したものがあるから、これぐらいの数がとれそうですよという説明の中で、何百件の中からここまではこういう形で絞りました。その中で選んできたものを評価してくださいという形で我々のところへ振られて議論しているのですが、枠組みを離れてみますと、今、ここで議論がありましたように、一体どれだけ危ないものがあるって、それをしっかり維持管理していくことがどれだけの国益があるって、そのためにはそういうための予算をどれぐらいにとつていかないといけないというふうなものをどこかで客観的に決めて、すなわち政治判断にゆだねずというふうなことであればいいんですけども、なかなかそこまでは距離が長いのかなという気がいたしました。

**【分科会長】** これも、〇〇先生の小委員会が第1回ということで、いろいろな課題が出てきたと。これからずっと続きますので、委員の先生方、たくさんこちらにいらっしやいますので、ぜひ今のもの、今日出たものも含めて大いに議論していただいて、その結果をここに出していただいて、また議論いただくということが続けていきたいと思えます。

もう一つ、ぜひお願いしておきたいのは、先ほどもう少しわかりやすくいろんなことを言えないのかということ、誤解されないようにすべきであるとかというのは、これは毎回、河川以外の、河川を専門とする人はもう当然のように思っているのが、それ以外で河川に非常に詳しい方々からいつも出る話ですよ。このところをそろそろちゃんとしておかないと、いろんなところで問題を起こしていると言われてみると、そうだなということも私も意識しますので、これは、今後、計画課長にお願いしておきたいのは、こういったことをぜひ検討していただきながら、また、委員の意見をいただくということで、一気に解決できないかもわかりません。すなわち慣性力があるので、でも、大事なことですので、ひとつよろしくをお願いします。

いろいろなご意見がございましたが、次回でまた3月にもう一回河川分科会ありますの

で、それに向けての事務局の考え方も出てまいりますので、そこでまた議論をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、次の議題に移ります。次に、社会資本整備重点計画の見直しについてでございます。本件につきましては、昨年より社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会において、同計画の見直しについて審議が行われ、昨年12月21日に新たな計画の骨子案が取りまとめられました。その骨子案では、「新たな重点計画の立案・策定に向けて、今後、計画部会において、社会資本整備審議会又は交通政策審議会関連分科会等とも連携し、その具体的な内容について、さらに詳細に検討する」とされております。このことを踏まえ、本日は、計画部会における審議の状況及び河川局における作業の状況について報告を受けた上、河川分科会の委員の皆様から幅広くご意見をいただきたいと考えております。

それでは、事務局から報告をお願いします。

**【事務局】** 私の方から社会資本整備重点計画の見直しについて説明させていただきます。

まず、資料3-1をごらんになっていただきたいと思います。今、分科会長からご説明があったとおりでございますが、重点計画の見直しの経緯ということで、社会資本整備重点計画は、重点計画法に基づきまして、社会資本整備の方向性を示すものでございます。平成15年に、従来の9本の事業分野、道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸の各々の個別の計画を一本化いたしまして、それから、計画の内容を「事業費」から「達成される成果」に転換しております。平成21年3月に2期目となる現行計画が閣議決定されております。計画期間は、平成20年度から24年度となっております。ただ、この間、深刻な財政状況、あるいは経済・社会の閉塞感、そして、将来への不安の高まりなど、こういった公共事業を取り巻く環境が大きく変化したことによりまして、政策の大胆な見直しが求められていると、こういった背景から、社会資本整備重点計画を抜本的に見直すこととなっております。

スケジュールでございます。これにつきましては、お手元の資料3-4にスケジュールのフローを載せておりますが、これもごらんになっていただきたいと思います。まず、昨年7月に、先ほどございましたように、社整審と交政審の総会、それから、両審議会計画部会の合同会議におきまして、国土交通大臣から付議され、見直しに着手されております。12月に計画部会で新たな社会資本整備重点計画の骨子について取りまとめられておりま

す。骨子におきましては、社整審・交政審の関連分科会とも連携して、具体的な内容についてさらに詳細に検討することとされております。今後のスケジュールの（案）でございますが、4月ごろ素案の取りまとめ、それから、8月ごろ閣議決定を目指すこととしております。

次に、資料3-2でございます。これが昨年12月に取りまとめられました骨子でございます。2ページをごらんになっていただきたいと思っております。まず、この時計数字のⅡの基本的な政策分野に即した社会資本整備が目指す姿ということでございますが、このご意見を踏まえまして、個々の事業等が真に必要なものであることを国民の視点でわかりやすく提示することが重要であるということでございます。柱が幾つかございますが、1つは、プログラム別政策目的体系ということで、最初の項目にございますように、社会資本整備が目指す姿を「国土」「生活」「産業・活力」という3つの基本的な政策分野に即して、事業別ではなくて、国民の視点に立った横断的な政策目標に照らして総合的に明らかにすることとあります。その際の政策目標は、社会資本の整備・運営、あるいは効果が長期にわたるものであることを踏まえまして、計画期間より長期なものを想定しております。具体的には、同じ政策目標を共有する事業、施策の集合体を「プログラム」ととらえまして、このプログラム単位で関連する事業とか、施策の概要を明らかにすることとしております。

次、3ページでございます。そして、基本的な政策分野ごとに、幾つかの政策課題を提示しております。これにつきましては、お手元、資料3-3のポリシーマップもごらんになっていただきたいと思っております。

まず1つ目の視点でございますが、各分野で最も基本的な、持続可能で安全な国土や生活、地域等を維持する運営で取り組みが必要な政策課題ということで、「国土保全」、「暮らしの安全」、「地域の活性化」の3つの柱が掲げられております。

それから、2つ目の視点といたしまして、国や地球規模の大きな環境変化、国土構造等の大転換に対して、危機意識をもって取り組むべき政策課題ということで、「地球環境」、「少子・高齢化」、「人口減少」が挙げております。

それから、3つ目でございます。これは、新たな成長や価値を創造する国家戦略・地域戦略の実現を目的とする政策課題ということで、「快適な暮らしと環境」、「交流の促進」、「文化・産業の振興」、「国際競争力」が掲げられております。

次に、指標の複合化でございます。従来の「アウトカム指標」中心の整理を見直しまし



て、「アウトプット指標」も含めたわかりやすいものにするということでございます。具体的にはプログラム単位で、アウトカム、それから、関連する事業・施策の概要、そのアウトプットをパッケージとして提示するということでございます。

次に、4ページにまいります。計画期間における重点目標でございます。厳しい財政状況のもとでは、「選択と集中」によって重点的に実施を行うことが必要であるということでございます。その基準が4ページの中段の点線の四角括弧に示されております。4点ございます。1つが、今整備をしないと国際競争力を著しく喪失するおそれのあるもの。2つ目が、今整備をしないと将来世代に大きな負担を課すおそれのあるもの。3つ目が、今整備をすることで大きな経済効果を上げるもの。4つ目が、今維持管理（更新）を行わないと将来極めて危険となるおそれのあるもの。こういった基準が挙げられております。

それから、次に、社会資本整備重点計画の実効性を確保する方策ということで、従来から行っております指標を中心とした「PDCA」サイクルに加えまして、社会資本整備を実施する上でのプロセスの改革、あるいは人材育成等、中長期的な取り組みを推進することが必要であるとされております。1つは、「審議会による評価」ということで、5ページにまいります。重点計画で掲げられました目標等の達成状況、あるいは事業・施策の実施状況について定期的に報告を受けて、必要に応じ改善等に係る提言を行うということでございます。

それから、2つ目が、「広域ブロックごとの社会資本整備方針の策定」ということで、重点計画の方で広域ブロックごとの社会資本整備に関する基本的方向を明らかにすることとされております。

それから、3つ目が「地域計画」の提案ということで、地方公共団体は、地域における取り組みによって目指す方向と、必要な社会資本整備事業等を盛り込んだ「地域計画」を提案することができるものとされております。

それから、4つ目が「必要な方策等を計画で明示」ということで、PPP/PFIの活用、人材育成、技術開発等の社会資本整備の進め方に関する方針について計画で明示することとされております。

今後の検討といたしましては、新たな重点計画の立案・策定に当たりましては、社整審・交政審の関連分科会等とも連携して、具体的な内容について詳細に検討する。2つ目として、本計画と、それから、現在検討中の交通基本法案（仮称）に基づく交通基本計画（仮称）とを車の両輪として、双方の計画が連携して相互に効果を発揮できるよう十分留意す

るということとされております。

次に、資料3-6をごらんになっていただきたいと思います。これは、現在示されておりますプログラム（案）の一覧でございます。これは全省的なものでございますが、特に当分科会に関連の深いものをご紹介しますと、まずは、防災関係で水害に強い国土づくり・まちづくり、地震、土砂災害、こういったものに強い国土づくりを行っていくということでございます。それから、特に近年増えております激甚化する災害対応を行っていくということでございます。それから、環境系のものでございます。生物多様性の保全、循環型社会の実現、健全な水循環確保、美しい自然環境の保全・再生を図るということでございます。それから、次に、生活系、まちづくり系でございます。都市における良好な生活環境の確保、日常の良好な生活環境の確保、安全で美しい農山漁村・中山間地の形成、良好な景観の形成と水と緑豊かな環境を整備、あるいは高齢者・障害者等が安心して住み続ける社会をつくる、不自由せず良質の水の利用、施設の効率的な利活用を通じ、地域の課題解決等を図る、地域の特性を生かした魅力ある観光地を形成する、こういったものが関連が深いと考えております。

それから、次に、資料3-7でございます。今度は、これに対する施策・事業の一覧ということでございます。幾つかジャンル分けしておりますが、1つは、水害関係ということで、例えば河道改修、洪水調節施設の整備による治水対策、それから、河川の津波・高潮対策など施設整備によって被害を減じていくもの。それから、まちづくりと一体となった河川整備や流域における流出抑制対策ということで、まちづくり、あるいは流域の対策と一体となって進めていくべきもの、あるいは流域における土地利用の誘導を挙げております。また、情報関係で、情報基盤の充実、高度化を図ることによって被害を減じていくというものを挙げております。

それから、2つ目の大きな柱は、環境・利用関係ということで、河道改修、あるいは維持管理に当たって、河川環境を保全することを基本とする多自然川づくりの推進、湿地・干潟の再生等の河川環境の保全、回復、河川における水量の確保、水質の浄化、利用の推進を挙げております。

それから、土砂災害等の関係でございます。荒廃地・大規模崩壊地からの土砂流出対策、大規模地すべり対策、深層崩壊危険地域における対策、地域の安全・安心を確保するための土砂災害対策、それから、火山における土砂災害対策、流木対策を挙げております。それから、ソフトな対策として、土砂災害警戒区域等の指定の推進とか、土砂災害対策に資

する国土の監視・観測の強化を挙げております。

それから、共通的な事項といたしまして、総合的な土砂管理、危機管理体制の強化、T E C - F O R C E の体制強化、維持管理、更新、リサイクルの推進、住民の参加促進、国際展開の推進を挙げております。

次に、2 ページにまいります。海岸関係におきましても、施設整備ということで、津波・高潮対策、浸食対策、渚の再生を挙げております。環境関係として、海岸環境の維持・回復、利用の促進、それから、これは共通する課題でございますが、総合的な土砂管理、あるいはソフト対策としてのハザードマップの作成を挙げております。特に海岸固有のものとしては、沖ノ鳥島の適切な保全と排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全を挙げます。

このプログラムと施策・事業の関連性を示したものが、次の資料3-8でございます。こういうふうに横軸にプログラム、縦軸に施策・事業を示しております、各々がどういった関係にあるのかということを示しております。今後、この関係に基づきまして、各々のプログラムを達成するために各具体の事業・施策をどういった目標で進めていくのか、そういった指標化も図っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

**【分科会長】** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。

**【〇〇委員】** 最近ますます強く感じるのですが、こういうプログラムづくりに当たって、地形とか、具体的な生態系の広がりというのがますます見えなくなって、スケールについて、構造について、どんなサイズでもいいんだというような感じでプログラムがつくられていて、非常に私は恐怖心を持っています。具体的には、私は、流域主義者でありますので、流域という言葉が一つもここに出てこない、こういう計画でいいんだろうかって。水害とか、いろんなことが書いてありますが、実際に現場で扱うときには、入れ子構造だからサイズはいろいろですけども、流域という枠組みでいろんな共同、協力をして扱っていかなきゃいけない問題がいっぱいあるんですが、その枠組みがない。このように並んでいて大丈夫なのか。流域がしっかり見えていれば、流域を総合的に管理しなければいけない河川管理者のイニシアチブというのは、こういう議論の中で極めて強いものになるけれども、それがあたかもなくていいのであれば、ばらばらにされてしまって、地方自治体においては、自分が流域管理していなければ、何が何だかわからないというのが私は現状

じゃないかと思います。

それから、もう一つうんと気になるのは、その流域というような視点がないことと対応して、こういう課題がある意味で並んでしまえば、全部等価の課題であって構造的でないんですよね。すべて要素に分解してマトリックスにしてしまうので構造が見えない。例えばプログラム（案）一覧の番号1に水害に強い国土づくりというのがあって、7番に温暖化により激甚化する災害（高潮、ゲリラ豪雨等）とあるんですけども、例えばイギリスのDEFRAの文章なんか読みますと、フラッドコントロールについては、すべての政策に一貫して通すというのに頭に温暖化適応するってばちんと挙がっているわけですよね。ああいうアプローチとやっぱり日本国のこういうアプローチって全く違うと思うんですね。すべてを要素にしてしまって、要素で扱えるという前提そのものが、もしかすると温暖化適応策を考えなければいけない。生物多様性崩壊に対応していかなければいけないという課題においては、根本的に間違いではないかという気が私はしているんです。

それで、うんと具体的なことを言いますと、温暖化で高潮とゲリラ豪雨が挙がっていますが、私は専門家でないから、極限まで言いませんけど、ゲリラ豪雨のかなりは温暖化と直接関係があるということを証明するのは極めて困難なはずでありまして、ゲリラ豪雨のかなりは、海水面の温度上昇で収束してくる大気の流れが海水面に反映しているというような意味では関連していると思うけれども、ヒートアイランドですよ。そうではなくて、水害に強い国土づくり、強大な外力がやってくるということを見通して対応することが温暖化じゃないんですか。河川局で何年か前に温暖化を踏まえた適応的な治水対策について答申を、議論して報告が出たところですけど、どこへいったかわからないです。

このようにばらけてしまうと、河川管理者は仕事なくなるのではないのでしょうか。国として責任を持ってやっていくことは、このようにどンドンばらばらにした方が一見やりやすいように見える、今の政策体系の方向に、流域でやらなければいけないと、生態系でやらなければいけない、水循環の単位でやらなければいけないというのは、突っ張りを入れることこそその課題であって、そういう意味で言えば、こういう課題を体系化する、何が重要なことで、何が枝葉のことなのか等々、ちょっとこの分け方は、私はとても危険を感じます。

そういう意味では、国の仕事と地方の仕事を例えば、狭い地域で広域に防災に対応することは、広い地域で広域に防災に対応することと、サメーションでイコールではありません。もっと極端に言えば、狭い地域で短期の防災対応することと、広域で短期の防災対応

することは全然違いますよね。国全体であれば、どこかで必ず激甚災害があるわけだから、例えば10年の間でもそういう問題に通曉した職員、その対応ができるけれども、特定の地域、局所で、短期で、合理性の中で扱った結果って、それは扱えない。そういう地域が1,000ぐらいあったら、そのうちの1つか2つはとんでもない目に遭っているということであって、その局所合理というのと広域合理の整理がないままにどんどん要素主義で分解されていくというのは、今の日本のこういう防災対応の一番危ないところと私は思っています。ちょっと心配なので申し上げました。

【分科会長】 はい。ご意見をいろいろお聞きしてから、また事務局からお答えを願おうと思いますが、どうぞ。

【〇〇委員】 ちょっと最初にご説明でお聞きしておきたいんですが、この資料3-3、重点計画のポリシーマップと書いてある、非常に今度は逆にものすごく多様な内容が書かれてあって、この線分のこの意味、さっきおっしゃった重点化のさらに重点化という、構造化という形のものに結びついていくような仕掛けとして描かれているのかどうかということで、この線分の意味と位置づけみたいなものをちょっとお聞きしたい。

それから、これは、さっき計画期間というのは24年という形で書いてあるんですけども、そういう中で考えたときに、先ほど関連のマトリックスは書いてあるんだけど、それをさらに精査して強弱をつけていく、そういう形のもっていきようの力強い、そういう展開ができるような形のを提示できるのかどうか、そのあたりを少し最初にご説明とあわせてお聞きしておきたいなと思います。

【分科会長】 私、計画部会に入っていますので、ちょっと今の〇〇先生の、全体にかかわることですのでご説明をします。

まず、このポリシーマップとか、資料3-8、最後のところにマトリックスがありますが、これはこれから、今後5年間の話をしているんじゃなくて、河川事業というのは、社会基盤整備に当たってどういうことをこれから30年ないし40年にわたって考えとかなきゃならないかと。そういう意味では、今までやっていることとあまりかわりばえないじゃないかというのはそのとおりだと思うんですが、そういうスパンの中でどうしてもやらなきゃならないことというのを全部出したということがまず第1点。それをこの国土交通省の社会資本整備にかかわるものを、これは河川だけじゃなくて、あらゆる分野の社会資本整備にかかわるところは、関係するところをこういうふうにつないでいったということがまず第1点です。それが今、計画部会等で一生懸命やっていることです。

そして、今言われた5年後の、5年間を一つの重点計画としてどんなものを見直しして、  
どういうものを重点に入れたらいいのかというのを、この先にあるわけです。ですから、  
先ほど事務局からお話がありましたように、中間報告の中の、もう一度戻りますと、この  
資料3-2の2ページのⅡの新たな社会資本整備重点計画の基本構成案の1、基本的な政  
策分野に即した社会資本整備が目指す姿というのが実はこのポリシーマップとか、このマ  
トリックスの絵です。

それから、今、先生が言われた計画期間における重点目標というのは、この中から今度  
は選んでいくと。それぞれの局で選ぶものもあるし、あるいはつながりをもってやるもの  
もあるしということで、それは次のステップになると。今日出てきていますのは、この1  
番目の基本的に社会資本整備としては、どんなことをしっかりと今後やっていかなければ  
ならないのかということと、それらが他のいろんな施策と、他のところでやっている施策  
とどんなつながりがあるのかと。つながりがあるのかを見えるようにしなければならない。  
見えないでそれぞれ縦割りで、先ほど事務局からお話がありました、縦割りでやっている  
ものを、もう少し社会資本整備の姿としてつながりを持たせて有機的な形でやることが、  
いろんな制約の中では大事になってきた。それを意識してこのポリシーマップがあって、  
それから、河川サイドとして、それを今度はこのポリシーマップに相当するプログラムの  
ところにプロットするとこんなものが関係しているということが今の段階の、今日の出  
てきているところです。

それから、先生の言われる重点化の話は、また、今後の河川分科会の中でいろいろこれ  
のさらに進めるところが出てきたときに議論していくということだと解釈していただき  
たい。

私は、河川分科会長として計画部会に出ていますので、それから、道路分科会長として  
の〇〇先生が出ているのと同じように、〇〇先生も出ていて、そこの計画部会で議論して  
いるところを河川分科会に持ち込んできて、今度、河川としてこれをどのように今後考え  
ていったらいいんでしょうかというのが分科会の大変重要な仕事になるということです。

ついでですから申し上げますが、先ほどの流域の視点というのは全くおっしゃるとおり  
で、その視点は、この今の、先ほどの事務局から出てきたものだけでは、おっしゃると  
おり、資料3-7のこの水害関係とか、環境何々関係というのを、こういう書き方したら見  
えないじゃないかというのは、全くおっしゃるとおりだと私も思って聞いておりましたが、  
その辺はご意見をいただきながら、おそらく直していくということになっていくんだらう

と思います。

どうぞ、他に。

【〇〇委員】 これは感想なんですけども、こういうものをつくるときに非常にご苦労なさっているということだと思いますが、国土交通省全部が大体考えなきゃいけないこと全部が書いてあるからしょうがないとは思いますが、本当にやらないといけないことは、多分3-8の後ろに書いてある、左に書いてあるようなことを具体的にはどうするかということだと思うんですね。これはもうしょうがないと私も思うんですけど、やっぱり国民にわかりやすくするという点で工夫が必要。つながりが悪いというか、最初耳ざわりよく国民生活をよくするとか、書くのはいいのですが、それと、例えば流木対策がどう関係してくるのかとか、あまりにセマンティック・ギャップがあり過ぎるという感じになる。

それと、大体こういうことを皆に説明していると、多分3-8にくるあたりにはもう力尽きちゃって、それで、もう分からないということになりがちでしょう。要するに、分かり過ぎる前書きで、重要なはずの具体的な部分が、逆に分かりにくくなってしまっているんですよ。ですから、河川分科会なら河川分科会って、本当に何するんだというところで優先順位つけないと、心地いい言葉じゃなくて、専門家の方が集まっているところだとして、もっと本当にやらなければいけないことの優先順位をつけるべきだと思いますね。そうしないと、もう総体的に全部、何かみんな国民がよくなるとか、成長するとかは、考えてみれば当たり前というか、安全・安心に反対する人はいないわけで、問題はその先の利益相反する具体的な話の部分。どうこの河川だったら河川が結びつくのかとか、道路なら道路とどう関係するんだというところの説明までいかないですよ。それがちょっとすぐく気になって、そうすると、分からないから分からないという話になって、分からないことにお金をつける必要ないということになってしまうのですね。

何でかという、ここもそうだと思うんですけど、専門家だけじゃない方も入ってて、私も河川の専門家じゃないですけども、さらに、どんどん上のレベルの国の委員会になると、もっと専門家じゃない人たちがどんどん入ってきて、そうすると、もう感情とそのときの感覚だけでもっていろんなことを言い出しますから、何かもうどんどんまずいことになって、国家戦略からはかなりほど遠いことになってしまうのですね。

だから、こういうつくり方もあるかもしれないけど、本当は後半のクリティカルな所からやってほしいですよ。本当にやらなければならないということは何なんだということ、専門家としてやはり難しいことを単純化するんじゃなくて、今の時代はサンデル教授

じゃないですけど、難しいことは難しいんだから、難しいことを難しく議論しないとだめなときに、難しいことを短絡化してやさしくするから事態が悪くなっているんですよ。ですから、逆に、専門の先生がちゃんと河川で何しなきゃいけないのかというのを技術的に分からないだろうじゃなくて、そう国民をばかにすることもなくて、分かる人は分かるんだから、説明すればいいんですよ、河川局でちゃんと、どうして必要だということを、こびる必要はない。それほど日本の国民のレベルは低くないと私は思っていますよ。レベルが低い人もいるかもしれないけど。

【分科会長】 ○○先生。

【○○委員】 ○○先生おっしゃるのに同感ですね。それで、私も一部手伝わさせていただいている関係で、私のとらえているところと、それから、部会長進められている方向を想像しながらの発言をしたりしようと思うんですけども、国土交通省に限らず、いろんな行政がいろんな施策をいっぱい、専門的考え方によって進めてきたというものに対する、何というんですかね、非常にベーシックなところでの疑問というものがスタートにあって、なるべくすっきりとまとめたいなど。それを「選択と集中」をさせましたというふうに政治的なキャッチフレーズにしたいと、こういう意向もある中での進めている仕事なんで、非常にえぐいなという面もあるんですけども、一方で、こういう施策を、こういうやり方を通じながら、これまで、何というんでしょうか、局を超えてとか、分野を超えてとか、あるいはなかなかすっきりと見えずにまとめられなかったものもすっきりさせよう。それで、大事なものをもっと前に出していく手段にしようという、ぜひ建設的な方向でこういう手法を一部使えばいいと思うんですよ。

ただ、やっぱり一部であるべきだなという感じがしています。というのは、本来ならば何が「選択と集中」かというのは、政治家が自分の信念と理念をもって、これが集中すべきだ、施策であるというのが政治家の仕事であるわけだけど、必ずしもそこまでできないものだから、だから、こういう専門的な積み上げ方で何が大事かなということをぜひ教えてくださいというスタンスになっているんですよ。だから、こういう中でいうと、この中からこれとこれと取りましょうというよりは、つまり、ボトムアップ的に作業をして何か見つけるというよりは、川の仕事の中の直感力からね、やっぱりこれがテーマだよねというような類がぼんぼんぽんと3つぐらい、ぐわっとつかみのいいやつが出てくるという、何というんですかね、行政的な意味でのトップダウン、政治的な意味のトップダウンじゃなくて、そういうのがありますよね。専門家ってそういうところわかるじゃないですか、



直感でわかりますよね、何が大事かって。先ほど〇〇先生おっしゃったのも、これ、横に全部同じ価値じゃなくてというのはそういうことですよ。それが1点ぜひやるべきことだと思っています。

もうちょっとしゃべらせていただこうと思うんですけど、1つは、空間の問題なんですけれども、川では当然ですけども、流域が基本であって、流域というもので空間を考えていくというのが川としては断固死守ですよ。それで、流域も、今度は海につながって行って、海岸につながっていますよね。だから、山のとっぺんから海までずっとつながっているのが考える単位であるという概念を持たなければいけない。だけど、それだけで国土交通省が切れるかといったら、そんなことはなくて、例えば地方に行きますと、行政単位はもう歴史的な経緯からつくっている行政単位でね、あとは統合すると金が安くなるというだけでつくっている行政単位で、事実上何の意味もないんですよ。人々の生活圈というのはそんなものとは全く独立してできているわけで、例えば都市でも行政の単位より重要なのは、沿線概念なんですよ。例えば東武東上線という、あれは埼玉県とは何の関係もなく軸ができていますよね。そういうふうに国土交通省の中でも何に着目するかで空間的な切り方が変わってくるんで、ここでは流域が大事だし、また別のところではまた沿線概念が大事だし、それが多重になっているのが国土というものであるというのが国土交通省じゃないかと思うんですけども、その中の重要なアイテムとしてやっぱり流域というのは私も賛成です。

もう一つは、時間なんですよ。これをぜひ河川分科会として強烈に主張すべきだと思っているんですけども、この種の手法や、あるいは道路の事業なんかも、河川で考えている時間タームよりもずうっと短いんですよ。事業期間もずうっと短いし、それで、ぱっとできたら次、やっちゃえばいいという、こういう感じがするんですけども、川は何十年じゃなくて、もっと長いですよ、仕事をやっている時間の単位がね。つまり、システムの時定数がすごい長い世界ですよ。もっと長い感覚でおやりになっているのが、私は砂防という感じを持ってまして、砂防とか、川をこの種の、何というんですかね、政権交代せいぜい2年とか、3年とか、そういう感覚のものでやっていると、国を見失うところがあってね。だから、この流れでやる重点的なものを幾つか挙げると同時に、そうじゃなくて、長いとうとうたる流れの中で流域で、武田信玄からやっていますと、こういう感覚の時間感覚をね、川の中では絶対に主張すべきだと思います。それを縦に書いた方がいいのか、横に書いた方がいいのか、あるいはこっちの方に書いた方がいいのかは、そこ

は一工夫だとは思いますが、このマトリックスの中でまだ河川としてぜひ主張すべき別の軸があるなという感じは持っています。

以上です。

【分科会長】      ありがとうございます。

【〇〇委員】      簡単に申し上げますけれども、表がちょっと足りないんじゃないですかね、これ。左と右の表だけで済ませようとして、これはまた何枚か組み合わせないとね、おそらく。例えば立体的にもしないとだめだし、政策と役所のやりたいことだけが結びついているから、一般の人には、これ、ちょっとわからないと思うんですね。例えば渋滞にいらいらしたり時間の浪費なく目的地に行けるようにするということとね、水害に強い国づくりをすると全然次元が違うような気がするんですよ。そんなもの、例えば自動車のない国とかいろいろあるだろうし、いろんなことを考えると、それぞれの局なりがやっていることがみんな並んじゃってて、それをある程度整理して、基礎的に国家としてまずやらなきゃいけないこととか、そういう幾つか順番、先ほどどなたかもおっしゃいましたけど、そういうものを一個示しておかないといけないんで、そこがないから、これを見たら、専門家の先生も含めて、国民も分からないですよ。レベルが全然違うところに一緒に入っちゃっているわけだから、じゃあ、何をやるんだという、これをやったら無数にいらいらするなんていうことを書き始めたら、ものすごいいっぱいありますよね。山によく登りたいとかね、道の整備したい、何でもかんでも出てきちゃうから。そういうものと水害とかね、災害とか、そういうものとはちょっと次元が違うような気がするんで、並べるのはいいんですけどね。ランクの中に入れ込まないとちょっと難しいんじゃないか。

それから、もう1点は、ここの中には入ってないんですけどもね、国土行政に関する国民の理解というところをどこか入れておいたほうがいいんじゃないかと思うんですね。今までこれ、全部見ても、この河川局のこの中でも、それ、重点の中には一個も入ってこないわけですね。それで、先ほどから皆様、難しいとか、うまく国民に伝わらないとか言っているんだけど、これはそのようなものを予算化になかなかできないのかもしれないけれども、やっぱり国民の理解を得るところを、ほかの言葉でもいいんですけどね、頭の中に入れてほしいんですよ。おそらく役所の中の人の頭の中には、そうはいつでも頭の中に入っていないんじゃないか。頭、つくることとか、そういうことは一生懸命なんだけど、国民に理解を得るためにどうしたらいいかという、例えば部署とかね、そういうことを考えるところも、予算を獲得したり、自分たちの主張していることを実現してい

くためには、必要なんじゃないかと思うんですよね。だから、そのところを何らかの形で、どこか情報とかそういうところでもいいですよね。きちんと位置づける必要があるんじゃないか。そうしないと、いつまでたっても自己主張で、政治が変われば、ダムが要らないという人が出てくれば要らなくなっちゃうし、そういうことじゃなくて、国民全体の理解を求めて常識的にね、こういうことが必要なんだと、はっきりみんなわかってもらえるように、そういう作業がやっぱり国土交通省の作業だと思うんです。そういうものが今、位置づけられてないということなので、何らかの形で入れられたらいいんじゃないかなと思っています。

以上です。

【分科会長】      ありがとうございます。

【〇〇委員】      私も、言葉があまり適切かどうかわからないのですが、〇〇先生がおっしゃった言葉でトップダウンとボトムアップ、今回、ボトムアップでできるだけ積み重ね型から何らかの軸を見出そうと一生懸命努力されているのですが、やっぱりトップダウンとなると、いかがわしいところがあるかもしれない。河川が勝手に考えているとかいうことがあるかもしれないということではありますが、それがやはり一番大事で、河川は河川の専門家の感覚がある、まさに〇〇先生おっしゃったように、時定数も違うとかということがあります。それから、もう一つは、持続性にかかわる、すなわち、持続性の危機に関する対応であるとか、あるいは安全とか、資源とか、トップダウンになるような軸というのはもうかなり固定しているわけだから、トップダウン的な見方をしっかり入れてつくり上げていくということの方が早いんじゃないかなという気がします。確かにボトムアップで組んでいった方が皆さん納得して、最終的には早いんだというふうな気持ちがあるのかもしれないけども、決してそうではないですよということを私も言いたいです。

それから、トップダウンとボトムアップというものの2つをどう使い分けるかというのは非常に大事な話なのですが、なかなかどちらにもきっちりいけないというのと同じような意味で、もう一つの概念、それはアウトプットとアウトカムというふうな言い方がされていきました。計画は成果でやります。と一番最初に書いてありましたね。それで、指標は、今までは成果、つまり成果主義です。すなわち、どれだけ積み上げていくかじゃなくって、どういう効果があったかで計画は立てるんです。でも、指標は今までその成果、機能が出てきたものをアウトカムで計るんじゃないかじゃなくって、アウトプットで計ります。これは、むしろ今まで事業費をつけて、どれだけ出来高があったかだけで、事業をしてきたことのプロ

グラム評価でも、逆に批判されてきたことだと私はむしろ思うのです。確かにアウトプットで見れば、事業費つけて多自然事業箇所はものすごく増えてきたのですが、いわゆる自然共生型が進んだかといったアウトカムの面から見れば、決してそうでないですね。

すなわち、アウトプットとアウトカムの使い分けが大事だと思います。事業をやっているときにはきちっと事業が促進していくことを指標にしながらコントロールしないといけないというのはよくわかる。それから、事業を張りつけていくときに、今日みたいなマトリックスでボトムアップ的というふうな意味合いはよく分かるんだけど、もう一方、アウトカム、すなわち、お金がどれだけあるかはわからなくとも、ある程度きちっと成果を出すことの重要さです。お金が少なくても、予算がつかなくとも、それなりにそうであればどういう効果を出していくのかということ、すなわち事業数が少なくても、あるいは箇所数が少なくても、国土全体、あるいは流域からどんな成果を出していくのか。我々が求める機能は何であって、どんな成果を出していくのかというアウトカムの評価でないといけないということです。やっぱりボトムアップとトップダウンの考え方の悩ましさと、もう一つは、評価の方のアウトプットとアウトカムの評価の悩ましさの両方を上手に使い分けるといことが今後のポイントだと思います。それに気づかれているんだけど、非常に悩まれて、あっちつかずこっちつかずになっているところがひょっとしたら課題かなという気がしましたので。ちょっとまとまらない話になりました。

【分科会長】      ありがとうございます。

【〇〇委員】      先ほど専門でない者が次元が低いように言われたような気がしたんですが、そうじゃないと思うんですけどね。直感的な物言いで申しわけないんだけど、日本人ほど川の好きな民族はないと思うんですよね。もう古代から川、それに流域。だから、川に、河川に対する理解というのは、私はあると思うんですよ。ただね、私も今、大阪の観光協会の責任者をしているのですが、大阪、関西を例にとると、市民とか国民を、川や水、海から隔離してしまっているのが今までの行政のやり方じゃないかな。例えば大阪、関空に外国人が着いて、高速道路でずっと大阪へ走ってきますよね。本来きれいな海が見えないといけないけども、もう堺あたりになってくると、住民に対する防音のため、海を見えないようにしていつている、大体がね。それでずっと大阪のまちに入りますと、大阪というのは、昔から台風が多かったから、高潮、まさに水害に強い大阪にするために、防潮堤がものすごく高いのがずっと張りめぐらされている。海、見えないですよ、実際には。川と言え、コンクリートでよく囲われていて、岸には土がない。もちろん花も咲かない

から鳥も来ないというふうに、今までの河川行政というのは、国民と水と切り離してきたような、結果的にですよ。もちろん洪水対策とかいろんなことで人命が失われたりしたら困るけども、そういうふうなことがずっと重なっている。大阪の知事は、百年に一度の災害に備えてというようなことは要らないと。まさに100年間起こらないような、彼、考えをしているわけですよ。これは間違いですよ、全く。だから、おっしゃったことはよくわかるんだけど、そういうふうな誤解を与えるような行政の説明が多い。そういう感じになっているんですよ。

今、私は、国の予算は、本当に財政的な厳しさがますます強くなる。本当難しくなると思うんだけど、実例で申し上げますと、これは道路の実例をあげて言いますと、名神高速道路というのは、渋滞で困る道だったんですよ。ところが、山崎トンネルが従来のトンネルに加えて二つになった。あの部分だけ4車線にすると、名神高速道路は、ゴールデンウィークなんかでも非常に渋滞が少ない。要するに、弱点だけを解決するような公共投資をすれば、うまくいっているわけです。全部路線を増やしたりしたら大変な経費が要るけども、国の行政として、道路や河川でどうしてもやらないところだけ改善する。弱みをなくしていくようにしていく。私は海外で一番いい例がベネチアだと思うんですが、あの水害の多い街ですよ。サン・マルコ広場、1年のうち何日水につかっていますか。防潮堤を建てて、川を見えないようにするようなことは市民はだれも考えてない。やっぱり、ああ、また今日もサン・マルコ広場には水があふれているとあって、それも景色の一つにしている。

だから、ここに書いてあるように、水害に強い国土、地震に強い、土砂災害……、土砂災害に強くしたから、九十九里浜は本当になくなってきている。鳥取の皆生の砂浜ももう本当に4分の1ぐらいになっているし、和歌山の白浜だって、上流から砂が流れてこないから無くなっている。日本の国土の形がもう変わってきていますよね。私はね、観光にくる外国人たちが本当に美しい日本を見ってくれる機会がどんどん減ってきていると思うんですね。その辺のことはまさに長期的に行政をやっていけば、どういうふうに国が変わっていくのかということも考えてもらわないと、短期的に災害を防ぐことだけでやっていっていいのかというのが、私にはとても心配なのです。これも私は素人だから、こんなことを言うのかも分からないけれども、専門家ばかり寄っていくと、そういうふうに防御がかたくなっていくというふうなことでね、日本全体の調和というのは、せっかくの良さというのがなくなってしまわないように、それだけはお願いしたいと思うんですが、以上です。

**【分科会長】** ありがとうございます。時間も迫っていますが、ちょっと私はこれの責

任者の一人ですので、もう少しこの趣旨を説明して、次回に向けて、次回また会議がありますので、それに出ていく形のどういうふうにするかを含めて申し上げさせていただきます。

今回のこれは、今、〇〇委員が言われたように、河川が河川だけでやっていたためにいろいろな弊害も出ているというのも、これは事実です。本来都市と一緒にやったり、道路と一緒にやったり、ほかと一緒にやればもっとうまくいくこと、幾らでもあるでしょうと。そういうことを見えるように、それぞれの行政の担当者も、国民も含めなんですが、行政の担当者にとっては、それが一つの規範になって、こういう考え方で国の予算を使いながらやるには一番どんなふうを考えればいいかを見えるようにしたいと。そのためにこういうプログラム化して、それにそれぞれの局がかかわる政策、事業を洗ってどういったところなら、もっと他とつながりがあるんじゃないのということもお見せしたいと思っている。

すなわち、河川だけでやらないで、例えば都市問題は、都市の安全とか、都市の国際化とか、すばらしい都市とか、いろんなことが言われているけど、河川がそれにかかわらなくていいのかというのは都市サイドもわかっているわけです。だけど、それを今まではなかなか一緒にやれるようなものが議論されてこなかった。それは、なぜならば縦割りでいろいろ議論したからだ。まず、その弊害をみんなが認めて、一回こういう国土交通省の全体がこういうマトリックス上で見て、あっ、それぞれこういうかかわりがあるんですねというのを出したいというのがまず第1点です。それがまずやらなければいけないですねというのが、トップダウンでもそれが出てまいりまして、ボトムアップの方もそうだとすることで、そういう作業が動いてますということです。

具体的には、〇〇委員がやっている道路分科会と私の方の河川分科会とが一緒になって、もう少しやり方を変えればよくなるものはどんなものかというのを出し合ってやっていくということです。もちろんその中で骨子になるような、河川とか、砂防とか、海岸で骨子になるようなものは当然重点化されていくんですが、その前の段階として、そういうものもあるけれども、今までやり損なっている、人から見たらおかしいじゃないかというところに対してちゃんとしたいというのがまず思想です。それがまず第1点です。

それで、そのために現在いろいろなところと各分科会、あるいは局同士の間で事務局ベースで、私が部会長をやっていますので、入っていろいろ出していただいてやっているところなんです。それもまだいろいろなスタートしたばかりですので、今はこの全体像を出すところだけが今日になっていますが、実は、今日お話を聞きながら、いや、私はもう

ちょっとこういうふうに申し上げたほうがいいんだなというのもありますけれども、今の段階では、まだ事務局ベースで動いている段階ですので、なかなかこれまでの慣例もありますので、一気に動かないけれども、そういう思いでこれが動いているものの一つですということだとまず理解していただきたい。

今回の会議では、これをさらに河川分科会として、先ほどありました、河川サイドはこれが大事なんだ。砂防も、海岸もこれが大事なんだというのは当然この中で議論していただかなければならないので、それはもう出していくということになります。ただ、河川だけで議論してはまずいというのも事実ですので、こういうベースがあるということも同時にわかっていただきながら、やっていこうと思っているということを強調しておきたい。不十分なままで、私の判断でこれくらいで出してくださいということで、今のところはやっていますので、そこは少し理解していただくことにして、次回に向けて今の、今日のご意見を入れながら直していきたいと。あるいは河川分科会としてはどうあるべきだという本論をしっかり議論したいと思います。

【〇〇委員】 一つだけ言わせてください。先ほど流域を持ち出したのは、ここには水害関係で流域における土地利用の誘導というのが書いてあるので、水害を起こさないために流域における土地をどうするか、もう最初からそういう視野になっているんですが、河川局の長い歴史でいいますと、実は、水害を起こさないために流域の土地利用をどうするかということを考えると、どんどん幅が広がって、実は流域の水循環健全というところについて、流域で都市から、産業から、暮らしから、緑から考えないと、実は本当によい川はできないんだというところまで、私は、10年ぐらい前までに到達したと思うんですよ。

その視点からいいますと、この8番をね、水害関係のブレイクダウンの項目として、流域における土地利用の誘導であるということを一たん忘れていただくと、流域における土地利用の誘導というふうに、例えば総合治水的な感覚で横を見ていきますと、例えば生物多様性を保全する、循環型社会をつくる、健全な水循環を確保する、美しい自然の確保、都市における良好な生活環境の確保、良好な景観の確保、不自由せず良質な水が、外国人観光客云々、これ、全部に印が入ってきますね。それから、さらに、縦で流域における土地利用の誘導というのは、実は、土砂災害全部に関係してくるし、多自然川づくりにも全部関係してくるし、総合的な土砂管理の推進にも関係してくるんですね。ということは、このマトリックスの中にこういう形で流域の土地管理というのがぼんちん入っていることが大変に不自然。だから、河川を扱う人も、道路を扱う人も、緑を扱う人も、まちを扱う人

も、自分たちの議論をそのレベルで横に広げるんじゃなくて、いつも人工衛星みたいに上に流域というのを共有して、流域に反射させながら施策を共有するというようなことを経なければいけないんだと思うんですね。

河川局はそういうことを10年ぐらい前までにしっかりやってきた水循環健全、総合治水をやってきた。ところが、どうもそれが忘れられてしまって、ばらばらな、私はあえて言いますが、極めて還元論的な議論になっちゃって、これは河川局が入っていったいいけない道だと、私は、積み上げてきた総合治水、どうするんですかというような感じを持っております。

**【分科会長】** ありがとうございます。まだ、ご意見もあると思いますけれども、次の議題に移りたいと思います。いずれも大変貴重なご意見をいただきましたので、事務局におきましては、これらのご意見を十分に踏まえて、新たな計画案の具体化の作業を進めていただくとともに、次回の当分科会の会合において、検討の状況を改めて報告するようお願いいたします。

次に、最近の河川関係の制度改正についてご報告です。事務局からお願いします。

**【事務局】** それでは、資料4-1と4-2をまとめて、制度改正ご説明いたします。

まず、資料4-1でございますが、小水力発電の水利使用許可手続の簡素化・円滑化でございます。最近、再生エネルギーの推進ということで、小水力発電、特に従属発電と言われております、この下の絵にありますように、河川から一たん、かんがい用水ですとか、上水ですとか、そういった形で取っている水、この水の落差を使いまして発電をする。これを通常従属発電と言っておりますけど、こういったものを地域の再生エネルギーということで活用していこうという動きが高まっております。河川局といたしましては、こういった動きを推進するために、水利使用の許可の面でさまざまな簡素化・円滑化手続をしております。そのうちの2つ、今回、制度改正しましたのでご紹介させていただきます。

1つは、水利使用許可手続の権限の移譲でございます。2枚めくっていただきまして、絵がかいてあります。従前・従後ということで、従前でいきますと、発電というのは、従属であっても、基本的に一級河川について言えば、すべて国土交通大臣が許可するということになっておりましたが、今回政令改正しまして、従属元というか、もとの水利権利者の許可権者が知事であるというようなものについては、従属発電についても知事が許可するという制度改正を行っております。

1枚めくっていただきまして、総合特区法でございます。菅内閣の今の目玉法案という



ことで、内閣官房で提案している法律でございますが、総合特別区域というものを指定しまして、そこにさまざまな支援をするということでございます。総合特区には2種類ありまして、国際戦略総合特区、それから、地域活性化総合特区というふうなことでございます。支援の中身として、下に4つ挙げておりますが、税、財政、金融上の支援がありますが、1つに、(1)にあります規制・制度の特例というのが一つの大きな目玉になっておりまして、その中に河川法の特例を入れております。

その次のページを見ていただきますと、国交省関係の特例でございますが、3つありまして、そのうち河川法の特例でございます。ここで従属発電に関して、先ほど手続の支援ということでございますが、河川法では、水利権の許可に関しまして、関係行政機関の長への協議、あるいは知事が許可する場合には国土交通大臣の認可、こういったものが必要でございますが、総合特別区域について手続の簡素化、こういった認可が不要と、そういったことをやっております。それから、それにあわせて、それぞれ行政手続法で標準処理期間というのを決めておりますが、こういう従属発電事業についての水利権許可に関する標準処理期間、これを短縮するというのも法律で義務づけるというような特例を設けているということでございます。

続きまして、資料4-2でございます。河川敷地占用許可準則の一部改正ということで、河川空間のオープン化というふうに私どもは言っております。1枚目の絵でございますが、現行の河川占用許可準則につきましては、黄色いバックのところでございますが、基本的に占用施設は公共性のあるもの、それから、占用主体は公的なものに限定されていたんですが、平成14年に全国都市再生というふうなことで、社会実験を始めております。これが平成16年から始まりまして、河川局長が指定した区域において社会実験をするということで始まりました。

1枚めくっていただきまして、現行社会実験の概要ということで、これ、写真は道頓堀川の例でございますけど、こういった形でオープンカフェをつくるとか、地域の活性化につながるようなものについては、民間事業者が利用するようなものであっても、河川空間としての占用許可をやっていこうという形で実験を始めました。それについて、この下にありますように、国土交通省の成長戦略、去年の5月に策定しましたけど、これを来年度、つまり、今年の4月から区域指定を行わずに全国で実施が可能とするということが決まりました。

1枚戻っていただきまして、一番右の紫のところですが、特例措置の一般化ということ

で、先ほどの河川局長が指定した区域という要件を取りまして、河川局長の判断で区域とか、占用施設、占用主体をあらかじめ指定して、こういったオープン化を進めていこうということでございます。現在、通達の改正作業中でございます、来年度、今年の4月1日から施行する予定で作業を進めているという状況でございます。

以上です。

**【分科会長】** ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしく申し上げます。

**【〇〇委員】** 1点だけよろしいですか。資料4-2の占用許可の話なんですけども、大変結構な動きだと思んですが、この河川管理者の判断でという場合の判断の、何というんですかね、視点というのか、かたくなに言えば基準だけれども、どういう要件を満たすとオーケーということになる。そこら辺のところをもうちょっと教えていただけますか。

**【事務局】** オープン化、地域の活性化に役立つというところなんですけど、まず区域を決めるわけですが、治水上の安全性とか、そこら辺は通達で細かく要件は書いています。そういった問題がないところということが要件になりますが、まずは、やはり地域でその地域を、その河川をオープン化していいかということ議論してもらおうということで、通達の中では、地域で協議会をつくってもらって、河川管理者や市町村、あるいは民間の商工会議所とかそういった方々と議論して、ここで、こういう地域で、こういう占用施設で、こういう占用主体にということ議論した上で指定していただくということにしたいと、そういう通達改正を考えております。

**【〇〇委員】** 判断のポイントは、そうすると、安全と、もう一つは、責任ある管理ができるかということになりますね。

**【事務局】** はい。おっしゃるとおりでございます。

**【〇〇委員】** ありがとうございます。

**【分科会長】** ほかにはよろしいでしょうか。

**【〇〇委員】** ちょっと1つ教えてください。私、道路のPPPの委員もしております、参考にさせていただきたいんですが、これは、原則、何というのか、使用料みたいなものはどのようにされるのでしょうか。

**【事務局】** 河川の占用については、占用料を取るといようなシステムになっておりまして、これ、実は、一級河川であっても、都道府県の収入になっておりまして、都道府県でばらばらですけど、公的主体の場合には取らないケースが多いですが、今回、あわせ

て民間事業者にも占用するというスキームも用意しておりますので、そういった場合にはしかるべく占用料が取られるというようなことになると思います。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【分科会長】 よろしいでしょうか。

それでは、次に、新燃岳の噴火に係る災害状況についての報告でございます。それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料5に基づきまして、ご説明させていただきます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。噴火の概要ということでございますが、新燃岳につきましては、1月26日以降活発に活動を続けているということでございまして、これまでに爆発的な噴火としては12回ほどきております。噴火の警報というようなことで、警戒レベル3ということでございますが、火口からおおむね4キロの範囲、これが噴石に警戒が必要と。それから、3キロの範囲では火砕流に対して警戒が必要ということでございます。2月15日に火山噴火予知連絡会がまとめた一番新しい見解でございますけれども、爆発的な噴火が続くと思われましても、当面多量の火山灰等が放出するような噴火の可能性は低くなっているというようなこと、マグマの活動は低下しているということでございますが、今後も注意深く見守る必要があるということでございます。

国土交通省の対応としまして、2ページでございますが、幾つかございますけれども、まず、国土交通大臣が現地視察をしているというようなことでございまして、現地の九州地方整備局におきまして、ヘリコプター、あるいは監視カメラ等によりまして、現地の状況の監視等を継続して実施しております。また、関係本省等から担当者等の派遣を行って、緊急な調査等も進めております。また、現地におきましては、土砂災害対策現地連絡会、これは事務所の方で設置いたしまして、国、県、市の連携、関係機関連携、これを毎日開催いたしまして、対応しているところでございます。

具体的な降灰対策としまして、自治体の道路等に灰がたまっておりますので、これを除去しなければいけないということで、国土交通省が保有しております路面清掃車等の機材を、要請に応じまして全国から調達して支援のために派遣しております。それから、土砂災害対策ということで、これも灰の緊急調査等もやっておりますし、降雨があった場合の危険な範囲の解析、それから、これらの情報提供ということで、自治体への説明等も行っております。それから、実際に降雨がございまして、その後、溪流におきまして泥流等が発生しているのかしてないのか、こういったことの現地調査も迅速にやっております。

2 ページの下の方でございます。今後、降雨等がありましたら、土石、土砂災害の心配もあるということで、2月1日からは高原町のエリアにつきましては、既設の砂防堰堤3基、これは満砂状態になっておりますので、ポケットを空けるというために緊急的な除石工事を実施しておりますし、都城市内の5カ所につきましては、これもやはり灰等が流出してくるおそれがあると、泥流等になりましてですね。ということで、緊急の導流堤でありますとか、除石などを行う土石流対策工事をやっています。

少し飛ばしまして、9 ページをごらんになっていただきたいと思います。全体の概要図でございますが、新燃岳というところがございます。緑色の丸、これが半径3キロ以内ということで、火砕流に警戒が必要な区域、赤丸が半径4キロということで、これが噴石等です。それから、橙色の線、これが道路で現在通行止めになっている道路、これは県管理道路でございますが、灰等が積もっているの、あるいは若干危険もあるということで通行止めしております。それから、橙色の、ちょっと薄い黄色の線です。これが10ミリ降灰ライン、現地調査等で大体1センチ以上の厚さの灰が降ったエリア、これがこういう範囲だということでありまして、このエリアが特に今後降雨によりまして、土石流、あるいは泥流の危険があるというふうに想定されております。

次のページが中央部を拡大したものでございますけれども、このエリアの土石流、危険溪流等につきまして、そういった灰がたまっているということで、この赤で塗っている溪流、ちょっと大きいのも、小さいのもありますけれども、いろいろ流域がございまして、35溪流ほどが危険性が高いということで注視をされておまして、これらの溪流に関連しまして、水色の青で囲っている堰堤、高千穂第3、第2、祓川第1と、これでございます。これは高原町のエリアでございますが、緊急的な除石工事にかかっている砂防堰堤です。それから、赤の四角で囲っている5カ所、これは都城市内に関連する溪流でございますけれども、この5地区で緊急の土砂災害、土石流対策を進めているということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。ただいまのご報告に対して、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。大変ご苦労されていると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、本日の河川分科会の議事は以上でございますが、その他のことも含めて、ほかにご発言ございませんでしょうか。

それでは、本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者

氏名を除いて、国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて、一般に公開することとします。

それで、さて、長らく河川分科会の委員をお務めいただきました〇〇委員及び〇〇委員には、この26日付で河川分科会委員をご退任の予定と伺っております。せっかくの機会ですので、本日出席の〇〇委員にごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いします。

【〇〇委員】 それでは、簡単にごあいさつさせていただきます。

長い間、どうもいろいろありがとうございます。河川局とは長良川の河口堰で戦ったというかね、私は環境の方の立場で近藤徹さんたちが反対の立場でけんかして、けんか友達みたいになって、最後は引き込まれて、河川審議委員になりましたけれども、〇〇さんが局長になられておめでとうございました。まだ、多摩川のね、若い所長さんをされて、一緒に川の方へ行ったり、山の方へ行ったりした思い出があって、もう〇〇さんが局長になる時代になったんだなと改めて考えております。これから少しはいろいろできるかなと思ったら、考えてみたら、もう10年やっているということで、これで失礼させていただきます。

それで、私も国土交通省、道路もダムもいろいろ審議などもしてきましたけれども、ちょっと前まではかなり政治に翻弄された部分もあったかと思えます。どうしても我田引水的なものをつくりたいという方もいらしたり、それにのっかってもうけたいという人もいたり、そして、それがまずいことに一部時々それにまたのっかる官僚さんもありたりということで、昨今の批判はそういうものがいろんなことで出てきたのではないかと思います。しかし、今は政治がゆらゆらしていますから、役所の長い間専門家として国土行政をやっている方の本来の志が通せる時代ではないかと思うんですね。今までは政治にねじ曲げられたこと、これは随分見てきました、いろんなところで。それが今ですからこそ、役所の方で、国家百年、千年の計に沿って堂々と正論を出せる時期ではないかと思うんですね。ここできちっとそこを確立して行っていただきたい。政治家には、私は、実は誘われたこともありましたよ、何回も。だけど、政治家にならないで、政治家は使うものであるから、役所のほうの方も、ぜひ国家全体のことを考えて、基本を揺るがせないでいただきたいということなんですね。

党が変われば、また大臣や政務官の顔色をうかがって、一々くるくる変えるというようなことではなくて、特に局長以上の方々は大めなら腹を切ると、そのぐらいの覚悟で国家

百年の計に打ち臨んでいただきたい、そういうふうに思います。温暖化もあるし、いろいろなたくさん課題が、これから河川行政にもたくさんあると思いますので、そのようなものを見据えた上でのきちんとした政策をつくっていただければと思います。どうも長い間ありがとうございました。

【分科会長】      ありがとうございました。お2人の委員の河川分科会でのこれまでのご貢献に改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

第43回社会資本整備審議会河川分科会は以上でございます。

— 了 —